

東京都児童福祉審議会 第3回専門部会

(児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)

資料集

資料集目次

○ 区市町村における一時預かり事業等の実施状況	1
○ 区市町村における保育所の巡回相談の実施状況	2
○ 子どもを預けていて不満に思うこと（平成19年度東京都福祉保健 基礎調査報告書）	3
○ 「家族再統合のための援助事業」概要	4

[別添]

- 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター リーフレット

区市町村における一時預かり事業等の実施状況

	一時預かり 事業実施 箇所数	病児・ 病後児保育 事業実施 箇所数	ショート ステイ 実施状況
千代田区	12	1	
中央区	1	3	○
港区	8	4	○
新宿区	30	4	○
文京区	21	2	
台東区	4	1	○
墨田区	5	1	○
江東区	12	2	○
品川区	50	4	○
目黒区	31	3	○
大田区	1	5	○
世田谷区	29	7	○
渋谷区	7	2	○
中野区	16	2	○
杉並区	14	1	○
豊島区	5	2	○
北区	31	2	○
荒川区	18	1	○
板橋区	12	4	○
練馬区	14	4	○
足立区	44	2	○
葛飾区	14	7	○
江戸川区	7	4	
区部計	386	68	20
八王子市	15	3	○
立川市	3	1	○
武蔵野市	5	2	○
三鷹市	17	2	○
青梅市	10	1	○
府中市	20	1	○
昭島市	20	2	○
調布市	19	2	○
町田市	30	4	○
小金井市	6		○
小平市	2	1	○
日野市	6	2	○
東村山市	5		○
国分寺市	2	3	○
国立市	2	1	
福生市	13	1	○
狛江市	2	1	○
東大和市	1		○
清瀬市	10	1	○

	一時預かり 事業実施 箇所数	病児・ 病後児保育 事業実施 箇所数	ショート ステイ 実施状況
東久留米市	5	1	○
武蔵村山市	3	1	○
多摩市	9	1	○
稲城市	3	1	○
羽村市	6	1	○
あきる野市	11	1	○
西東京市	5	2	○
市部計	230	36	25
瑞穂町	6		○
日の出町	4		
檜原村			
奥多摩町			
大島町	6		
利島村			
新島村			
神津島村			
三宅村	1		
御蔵島村			
八丈町			
青ヶ島村			
小笠原村			
町村部計	17	0	1
合計	633	104	46

- 一時預かり事業実施箇所数は平成22年度の実績
- 病児・病後児保育事業実施箇所数は平成23年4月1日現在の状況
- ショートステイ実施状況は平成23年6月1日現在の状況

区市町村における保育所の巡回相談の実施状況

平成22年度 子供家庭支援区市町村包括補助に申請していた自治体

	事業名	対象	巡回者/回数	事業概要
荒川区	保育相談専門員事業	認可保育所 全25園	児童臨床・発達心理学を選考した専門員2名	専門員の立場から、発達臨床心理学的視点に根ざした行動観察、専門家同士による協議を行い、課題克服及び保育力向上を図る。
武蔵野市	保育の充実を図るための保育相談員事業（保育アドバイザー事業）	市内 認可保育所	臨床心理士2名 1回あたり半日 22年度実績95回 23年度計画108回	保育課に保育相談員を置き、保育内容等に関し、市内認可保育所に巡回訪問し相談に応じるとともに、職員に対し適切なアドバイスを与える
青梅市	保育所入所障害児指導事業	市内 認可保育所 32園	22年度実績96回	保育士等を対象に指導及び相談に応じる。また、勉強会、経験交流会、講演会を実施して、知識の向上と情報の共有を図る。
国立市	障害児保育充実指導・相談事業	市内 認可保育所 11園	小児・神経科医師 心理相談員 22年度実績22回	障害児保育について専門家よりアドバイスを受け、入園児のアフターフォローを行う。

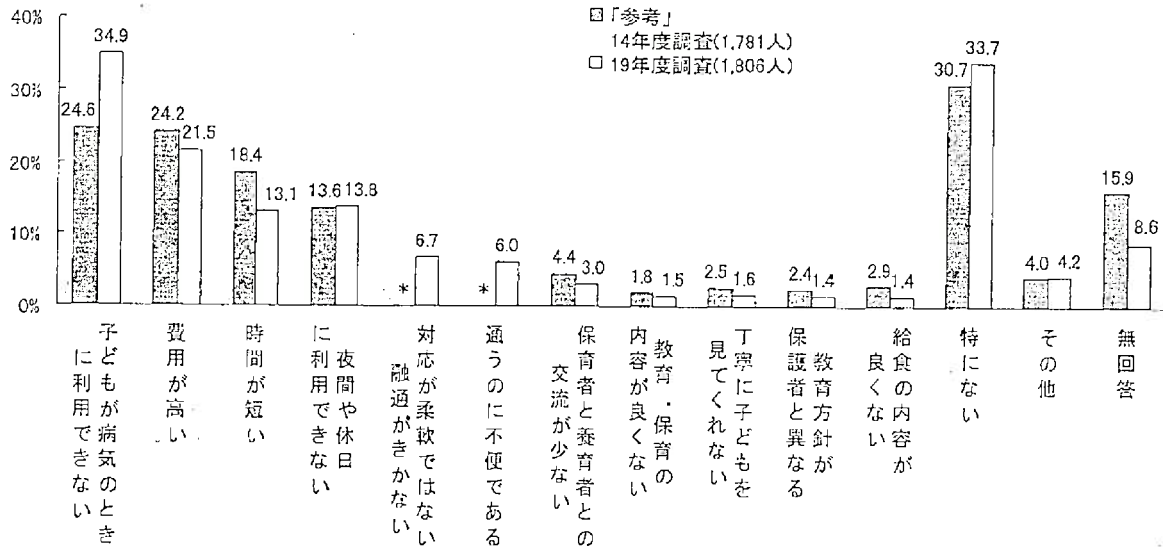
(10) 子どもを預けていて不満に思うこと

子どもを預けていて不満に思うことは「子どもが病気のとくに利用できない」がトップ

日中の主な預け先に関して、困ることや不満に思うことを尋ねたところ「子どもが病気のとくに利用できない」の割合が 34.8%と最も高く、平成 14 年度調査に比べて 10 ポイント以上上昇したが「特にない」も 33.7%と 2 番目に高かった。(図 I-2-13)

問 お子さんの預け先に関して、困ることや不満に思うことは何ですか。

図 I-2-13 子どもを預けていて不満に思うこと



(注) * は 14 年度調査時に選択肢がなかったもの。

(11) 子どもを預けていて不満に思うこと一両親の有無別

日中の主な預け先に関して、困ることや不満に思うことを両親の有無別にみると、ひとり親世帯では「子どもが病気のとくに利用できない」の割合が 50.4%、次いで「夜間や休日に利用できない」の 27.4%となっている。(表 I-2-10)

表 I-2-10 子どもを預けていて不満に思うこと一両親の有無別

	総数	子どもを見てくれる時間が短い	夜間や休日に利用できない	子どもが病気のとくに利用できない	保育・保育の内容が良くない	費用が高い	融通がきかない、対応が柔軟ではない	先生や保育者の教育方針が異なる	先生や保育者と異なる保育方針がある	給食の内容が良くない	丁寧に子どもを見てくれない	通うのに不便である	特にない	その他	無回答
総数	100.0 (1,806)	13.1	13.8	34.9	1.5	21.5	6.7	1.4	3.0	1.4	1.6	6.0	33.7	4.2	8.6
両親世帯	100.0 (1,671)	13.4	12.7	33.6	1.4	22.3	6.6	1.6	2.9	1.4	1.5	6.2	34.1	4.2	8.7
ひとり親世帯	100.0 (135)	8.9	27.4	50.4	2.2	11.1	8.1	-	4.4	1.5	2.2	3.7	29.6	3.0	7.4

「家族再統合のための援助事業」概要

1. 目的:

被虐待を理由に家族と分離中の子どもとその家族を対象に、グループ心理療法等を通じて親の虐待傾向の軽減と親子関係の修復を図り、児童相談所と協働しながら、家族再統合を目指す。また家庭復帰後の家族に対して良好な家族関係を保つための援助を行う。

2. 実施主体とスタッフ

実施主体：東京都児童相談センター（治療指導課）

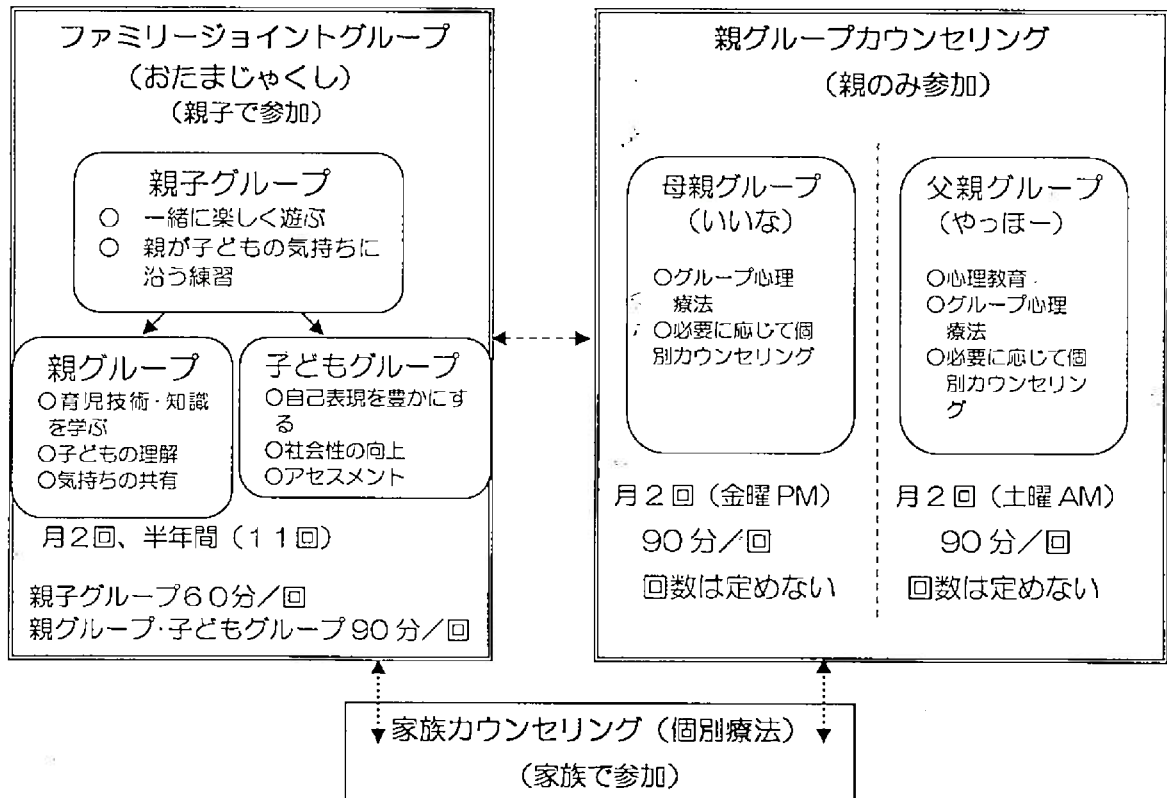
スタッフ：児童相談センター職員（治療指導課長、治療指導課係長、児童心理司）

外部スタッフ（精神科医、グループ指導員、家族療法士、臨床心理士、ボランティア）

3. 手続き

親の同意を得た後、児童福祉法第27条第1項第2号による児童福祉司指導措置の決定をし、担当児童相談所長から児童相談センター長に依頼する。

4. 内容



5. 期待できる効果

ファミリージョイントグループ	親グループカウンセリング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 親と子どもの自己肯定感・安心感の回復 ○ 親同士をつなぐ：孤立感の解消 ○ 親と子どもをつなぐ：親子関係の修復等 ○ 親子を担当児童相談所や地域の援助機関とつなぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親の孤立感・自己肯定感・安心感の回復 ○ 家族内の対人関係の変化 ○ 虐待の認知の促進 ○ 担当児童相談所や地域の援助機関との協力体制